

岐阜県福祉サービス第三者評価事業評価結果表

平成 26 年 12 月 19 日改正
(平成 27 年 1 月 1 日適用)

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 岐阜後見センター

②施設・事業所情報

名称：岐阜県立寿楽苑		種別：特別養護老人ホーム	
代表者氏名：苑長 鷺見 豊子		定員（利用人数）： 70 名	
所在地：岐阜県岐阜市中2丁目470番地			
TEL：058-239-8830		ホームページ：www.gifu-fukushi.jp/juraku/	
【施設・事業所の概要】			
開設年月日 昭和42年3月			
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 岐阜県福祉事業団			
職員数	常勤職員： 33 名	非常勤職員	40 名
専門職員	（専門職の名称）	名	
	施設長	1 名	
	次長	1 名	
	介護支援専門員	1 名	
	事務員	1 名	事務員 2 名
	看護師	4 名	看護師 3 名
	管理栄養士	1 名	
	理学療法士	1 名	
	介護職員	21 名	介護職員 32 名
	生活相談員 2 名	業務員等 3 名	
施設・設備の概要	（居室数）	（設備等）	
	全室 42室（90床）	食堂	3 室
	個室 23室	機能訓練室	1 室
	2人部屋 4室	浴室	2 室
	4人部屋 14室	医務室	1 室

③理念・基本方針（※転載）

<理念>

高齢者の「尊厳の保持」と「自立支援」

～お一人おひとりの思いに寄り添って、ぬくもりのあるくらしづくり～

<基本方針>

①「利用者主体」を基本に、利用者の皆様の権利を守り、お一人おひとりの自己実現を

支援します。

- ②岐阜県福祉事業団の第三者機関「利用者の豊かな生活をめざす委員会」の意見を尊重し、利用者の皆様の「権利擁護」と「生活の質の向上」に努めます。
- ③多様な在宅福祉ニーズに対応するため、併設する在宅福祉部門はもとより、関係機関と連携し、地域における高齢者福祉サービスの中核地点をめざします。
- ④積極的に地域交流を進め、地域に根ざした施設をめざします。

④施設・事業所の特徴的な取組（※評価機関において記入）

- ・中庭がオープンになっており、夏休みや土日曜日等、学校の休みの時には小中学生が、平日には幼児の遊び場として地域に開放されている。
- ・新規採用職員には、「チューター制度」を採用し、一人の新規採用職員等に対してチューター一人を任命し、マンツーマン指導を行っている。そのため日常的に業務を行いながら、業務に必要な知識・技能等を身につけることができる。
- ・岐阜市の西部地域において安心して豊かな生活が育まれるよう、「ふるさと福祉村」の事務局として自治会や関係機関と連携し、住民全体の自立と連帯のコミュニティを目指して、地域福祉のネットワーク作りや交流事業等を行っている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成28年10月20日（契約日） ～ 平成29年3月15日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	3回（平成23年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

<岐阜地域の拠点施設として利用者支援に努めている >

県立施設の使命として、また岐阜地域の拠点施設として、利用者を積極的に受け入れている。地域の福祉ニーズを把握し、それに応じた様々な地域支援活動や地域交流を積極的に行っている。

<サービスの質の向上に努めている >

豊富な経験に裏付けされたケアの技術、知見、倫理を有し、積極的な職員研修を通じて、サービスの質の向上に努めている。また、満足度調査を実施する等利用者満足の向上に努めている。

◇改善を求められる点

<施設内をもう少し明るくする工夫について講じられたい >

施設は、建築後20数年を経た建物であるが、古さも否めず全体的に暗い印象を受けたので、

もう少し明るくする工夫に向けた取り組みに期待したい。とりわけ2階の非常用の部屋の外は回廊式の避難通路としてスロープに通じているが、鉢物等が置かれてあると、夜間時の通行の妨げにもなるため、通路を照らす光源の確保の必要性があると考えます。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回の福祉サービス第三者評価の受審を通して、支援や今後の方針について見直すよい機会となりました。評価では、良い点や改善すべき点などにつきましてご指摘をいただきました。今後、改善すべきと指摘された点については、継続的に改善に向けた取り組みを行うとともに、評価の良かった点についても更なる改善に努めることで、今後、多様化する利用者のニーズに対応した介護サービスの提供に努めていきたいと考えています。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。